

《お米の生産者の皆様へ》「米トレーサビリティ法」について

今年もお米の出荷時期が近づいていますが、お米の取引を行う際に関係する法律についてご存知でしょうか。

米トレーサビリティ法は、米・米加工品の取引等をした際に、「記録の作成・保存」及び「産地情報の伝達」を義務付けるものです。生産者をはじめ、米・米加工品を扱う全ての事業者が対象となります。

○対象品目（米・米加工品）

- ・玄米、精米、種もみ
- ・米粉や米こうじ等の中間原材料
- ・ご飯、炊き込みご飯、おにぎり
- ・もち、だんご、米菓 など



○取引等の記録の作成・保存

米・米加工品の取引、事業者間の移動、廃棄を行う場合に、「品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所、用途が限定されている米穀（加工用米など）はその用途」を記録し、原則3年間保存する必要があります。

実際の取引においては、必要事項が記載されている伝票類（帳簿も可）を保存することで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

○産地情報の伝達

国産米は「国産」、「千葉県産」など、事実に基づき産地を伝達することが必要です。

①事業者間の産地伝達

米・米加工品の取引、事業者間の移動を行う場合、商品の容器・包装又は伝票などへ記載。

②一般消費者への産地伝達

米・米加工品を販売する場合、容器・包装へ直接記載。

○問い合わせ先

農林水産省関東農政局千葉地域センター流通監視チーム ☎ 043-224-5615

県安全農業推進課食の安心推進室 ☎ 043-223-3082

道路上に張り出している樹木伐採をお願いします！

あなたの所有地は大丈夫ですか？

私有地から道路や歩道に樹木や枝がはみ出していると、車や歩行者の通行や視界の妨げになり、大変危険です。事故を未然に防ぐためにも、はみ出した樹木の伐採にご協力をお願いします。

私有地の生垣や庭木等からの倒木や道路上に張り出した枝の落下等により、通行中の歩行者や車両等が損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償を問われる場合があります。

問合せ先

神崎町まちづくり課建設係

☎ 2114

